令和８年（フ）第４５号
鹿児島県南さつま市加世田武田215番地４
債務者　中野　絹子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和８年（フ）第８１５号
京都府八幡市男山香呂３番地一Ａ57一401
債務者　宮田　　亮
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９０４号
京都市伏見区納所町547番地60　淀団地第２住宅４棟　124号室
債務者　道永　　海
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９０５号
京都市伏見区納所町547番地60　淀団地第２住宅４棟　124号室
債務者　道永　真琴
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１２４号
島根県出雲市小山町346番地　市営小山住宅244号
債務者　小笹　大輔
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４６号
鹿児島県南さつま市金峰町宮崎555番地２
債務者　山村　逸子
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和８年（フ）第４８号
鹿児島県南さつま市加世田武田15135番地中野住宅５号
債務者　安部惠美子
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和８年（フ）第５５号
青森県弘前市大字豊原二丁目９番地20　ミモザトヨハラ103号、旧住所青森県弘前市大字早稲田四丁目７番地４　2004ＷＡＳＥＤＡ201号
債務者　中田　伸治
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第３８号
栃木県那須塩原市青木974番地、前住所栃木県小山市東間々田２丁目22番６号　ハイツモア202号
債務者　矢野　砂織
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第３６０号
神奈川県秦野市曲松１丁目８番23号
債務者　佐藤亜衣莉
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和７年（フ）第５５６号
大阪府泉佐野市日根野6003番地の16
破産者　立野　愼悟
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第８４号
大阪府泉佐野市上瓦屋341番地　サンシティ泉佐野202
破産者　カイロプラクティックＨｏｋｕｌｅ’ａ　ＯｌｕＯｌｕこと　川本　壮一
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第１９号
千葉県旭市二の6416番地15コーポＣＫⅡＧ号室、開始決定時の住民票上の住所宮城県登米市南方町照井252番地３
破産者　泉　　洋一
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

令和８年（フ）第５０号
大阪府岸和田市別所町３丁目28番19号
破産者　福々建設こと　坂上　拓司
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和６年（フ）第１４３号
奈良県大和高田市西三倉堂１丁目12―26、住民票上の住所奈良県香芝市下田東一丁目478番地３
破産者　成和化成工業こと　森谷　良子
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２号
奈良県磯城郡田原本町大字藥王寺２番地の１
破産者　川上　博正
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係